

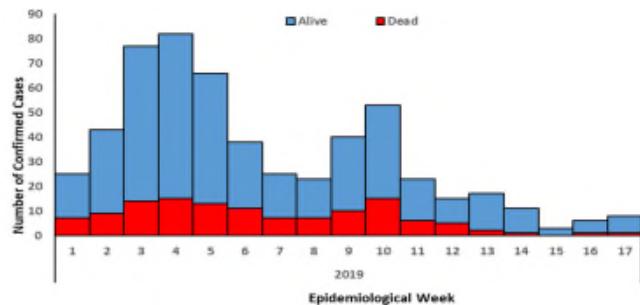
東京オリンピック・パラリンピックに向けた 国立感染症研究所の取組について

令和元年5月15日
国立感染症研究所

現在流行している一類感染症

ラッサ熱

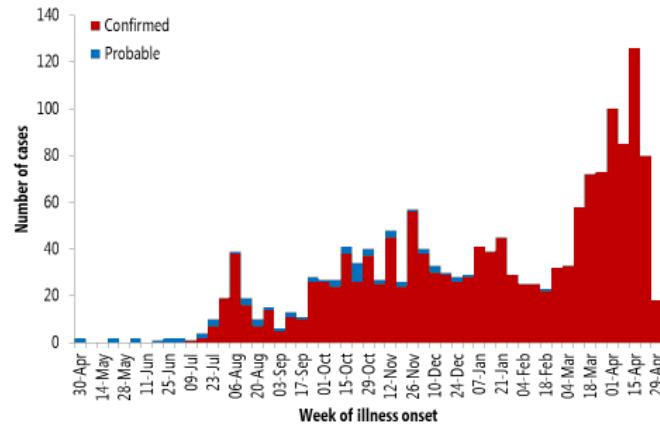
- ナイジェリア
- 毎年流行しており、近年は増加傾向
 - 2018年: 633人(171人死亡)
 - 2019年: 554人(124人死亡、4月28日現在)
 - 輸出例はなし



※マストミス(ネズミ)の排泄物にラッサウイルスが含まれ、汚染された食物等を介しヒトに感染する。ヒトからヒトへの感染もまれにおこる。

エボラウイルス病

- コンゴ民主共和国
- ザイールエボラウイルス
- 昨年8月に発生した流行(同国で10回目)が現在も継続
 - 1,519人(989人死亡、5月5日現在)
 - 近隣国への拡大や輸出例はなし



※エボラウイルスの自然宿主は不明。患者の体液を介しヒトからヒトへ感染する。

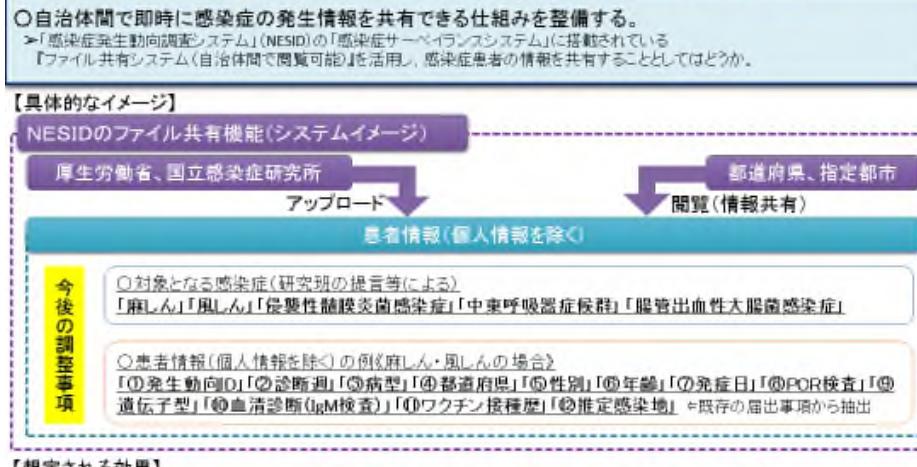
東京オリンピック・パラリンピックに向けた 国立感染症研究所の取り組みについて

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、様々な国から、多数のアスリート、要人、観客等が集まり、感染症が持ち込まれる危険性がある。また、国際的に最高の注目度を集めて開催される行事であることから、大会の機会を狙った国際テロ等の発生も懸念される。
- このような状況に鑑み、2018年の政府文書の中に、感染症対策の強化の必要性についての記載が盛り込まれた。
 - ・ 経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）
 - 「2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催などを控え、（中略）感染症対策について、（中略）研究・検査・治療体制（中略）等を強化」
 - ・ 未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）
 - 「国際的に脅威となる感染症対策について、（中略）2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた発生動向調査・検査体制・治療体制の強化」
- 政府としては、これら政府文書の内容等も踏まえ、国際的に脅威となる南米出血熱等の一類感染症対策の強化を図ることとしている。
- 国立感染症研究所においては、東京オリンピック・パラリンピックに向けて、①サーベイランス（発生動向調査）の強化、②検査体制等の充実・強化のための取組を引き続きしていく。

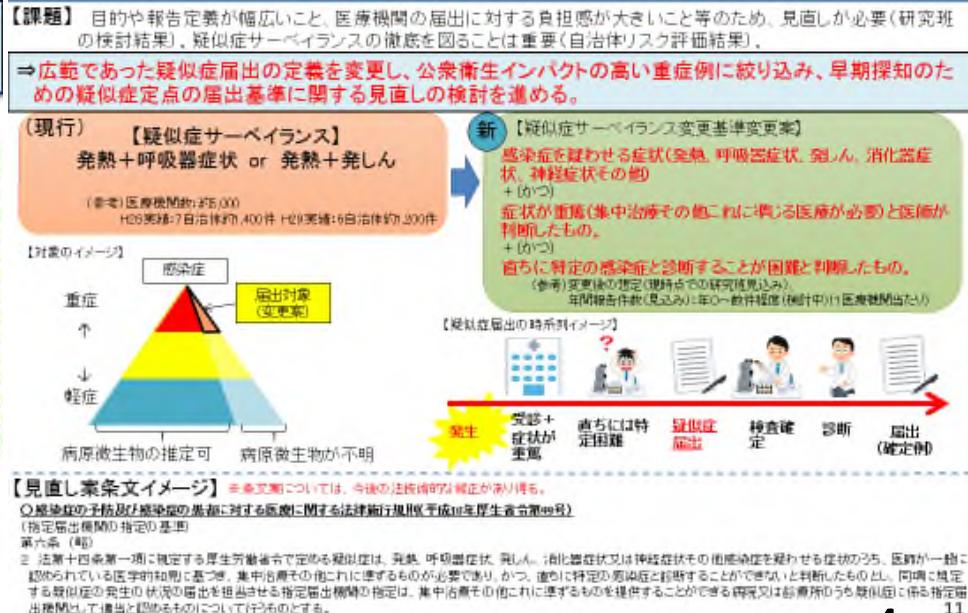
サーベイランス(発生動向調査)の強化について

- 平成30年9月27日の厚生科学審議会感染症部会において、サーベイランス(発生動向調査)の強化に向けて、以下の方針で対策を進めることが決定した。
 - ・ 自治体間で国が集約した感染症の発生情報を即時に共有する仕組みを検討すること
 - ・ 疑似症定点の届出基準を見直すこと
 - ・ 国内機関、国際機関との連携強化を始めること
- その後、同年11月29日の同部会において、事務局より以下の資料等を用いて具体的な案が提示され、了承されたことを受けて、本年2月14日疑似症定点の届出基準が改正され、4月1日より施行されているところ。
- 国立感染症研究所においては、関係各所と連携し、これらの取組の円滑な運用に向けた準備を進めている。

1-2 自治体間の情報共有の見直し案の具体的なイメージ



2-1 疑似症定点の見直しについて



検査体制等の充実・強化について①

- 国立感染症研究所では、検査体制等の充実・強化のための取組の一環として、海外から、国際的に脅威となる南米出血熱等の一類感染症の病原体の分与を受ける必要があると考えている。
- 感染症法においては、一種病原体等について、①所持の禁止、②輸入の禁止、③譲渡し及び譲受けの禁止の3つの規制を設けており、特定一種病原体等については、①及び②の規制は厚生労働大臣の指定を、③の規制は厚生労働大臣の承認を受けることで解除される仕組みになっている。

国立感染症研究所は、平成27年8月7日に、感染症法の規定に基づく厚生労働大臣の指定（※）を受けたことにより、既に特定一種病原体等所持者（=①所持の禁止が解除され、特定一種病原体等を所持することが例外的に認められている者）になっている。

※ 具体的には、平成27年8月7日に厚生労働大臣が、

- ・ 「国立感染症研究所」を「特定一種病原体等所持者」に、
- ・ 「国立感染症研究所村山庁舎内の高度安全試験検査施設（BSL4施設）」を「特定一種病原体等所持施設」に指定した。

- 今回は、②輸入の禁止を解除するために厚生労働大臣による指定を受け、その後、海外から、以下の特定一種病原体等の分与を受けることを考えている。

一類感染症	特定一種病原体等一覧
南米出血熱	アレナウイルス属 ガナリトウイルス、サビアウイルス、チャパレウイルス、フニンウイルス、マチュポウイルス
ラッサ熱	アレナウイルス属 ラッサウイルス
エボラ出血熱	エボラウイルス属 アイボリーコーストエボラウイルス、ザイールウイルス、スーダンエボラウイルス、ブンディブギヨエボラウイルス、レストンエボラウイルス
クリミア・コンゴ出血熱	ナイロウイルス属 クリミア・コンゴヘモラジックフィーバーウイルス
マールブルグ病	マールブルグウイルス属 レイクビクトリアマールブルグウイルス

検査体制等の充実・強化について②

第17回国立感染症研究所
村山庁舎施設運営連絡協議会
資料(平成30年11月15日)

- 海外から、国際的に脅威となる南米出血熱等の一類感染症の病原体の分与を受ける理由は以下のとおり。

① 診断のための検査精度の向上

- ・ 南米出血熱等の一類感染症の診断は正確でなくてはならない。
- ・ 現在、国立感染症研究所が整備している検査法は、人工的に合成した病原体の一部を利用したものである。
- ・ 多くの先進国が実施している病原体そのものを用いた標準的な検査法を整備することにより、変異している病原体に対しても正確で迅速な診断をすることができるようになる。
- ・ また、診断のための検査精度の向上には、検査に携わる人材の技能の向上が必須である。近年、海外のBSL 4 施設におけるセキュリティが強化されており、我が国の人材を海外に派遣して検査技能を習得させることが困難な状況になっているため、国内で検査に携わる人材の技能を向上させることが、診断のための検査精度の向上につながる。

② 患者の治療への寄与

- ・ 南米出血熱等の一類感染症と診断された患者に対し、感染症指定医療機関で治療を行う際、行った治療が有効であるかを判定するためには、患者の中の病原体や抗体（免疫）の有無等を検査する必要がある。特に、治療が有効であること、また、患者が完治に向かっていることを判断するためには、当該患者が他者に感染させるリスクがなくなっていることを確認する必要があり、そのための検査を行うためには病原体そのものを用いなければならない。

- 分与を受けることについて、関係者の理解を得るよう努めるとともに、分与を受けた後、今後開催される当連絡協議会において、分与された病原体を用いたBSL4施設の使用状況等の事項を報告する予定である。

一類感染症の病原体の分与に関する説明会及び見学会の実施状況について

	開催日時		事項	場所	参加者(人)
1	H30.12.19(水)	18:10～18:40	①自治会への説明会	自治会集会所	10
2	H31.1.20(日)	10:30～11:30	②自治会への説明会	自治会集会所	35
3	H31.1.25(金)	10:00～11:40	③自治会への説明会	自治会集会所	15
4	H31.2.16(土)	10:00～11:30	地域への説明会(第1回)	市民総合センター	13
5	H31.2.20(水)	18:00～19:30	地域への説明会(第2回)	市民総合センター	7
6	H31.2.23(土)	10:00～12:00	地域へのBSL4施設見学会(第1回)	国立感染症研究所村山庁舎	9
7	H31.2.25(月)	14:00～16:00	自治会へのBSL4施設見学会	国立感染症研究所村山庁舎	18
8	H31.2.25(月)	18:00～20:00	地域へのBSL4施設見学会(第2回)	国立感染症研究所村山庁舎	5
9	H31.2.28(木)	10:00～12:00	BSL4施設見学会(報道関係)	国立感染症研究所村山庁舎	10
					合計 122

【今後の予定】

地域の皆様との意見交換を目的として、ご要望があれば、地域の皆様がお集まりになる場所へ当職員が訪問して、国立感染症研究所の取り組み等についてお話をさせていただく機会を設けること等を検討しています。

(参考)関係する条文

第17回国立感染症研究所
村山庁舎施設運営連絡協議会
資料(平成30年11月15日)

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）

（一種病原体等の所持の禁止）

第五十六条の三 何人も、一種病原体等を所持してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 特定一種病原体等所持者が、試験研究が必要な一種病原体等として政令で定めるもの（以下「特定一種病原体等」という。）を、厚生労働大臣が指定する施設における試験研究のために所持する場合

二 （略）

三 前二号に規定する者から運搬を委託された者が、その委託に係る一種病原体等を当該運搬のために所持する場合

四 前三号に規定する者の従業者が、その職務上一種病原体等を所持する場合

2 前項第一号の特定一種病原体等所持者とは、国又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）その他の政令で定める法人であって特定一種病原体等の種類ごとに当該特定一種病原体等を適切に所持できるものとして厚生労働大臣が指定した者をいう。

（一種病原体等の輸入の禁止）

第五十六条の四 何人も、一種病原体等を輸入してはならない。ただし、特定一種病原体等所持者（前条第二項に規定する特定一種病原体等所持者をいう。以下同じ。）が、特定一種病原体等であって外国から調達する必要があるものとして厚生労働大臣が指定するものを輸入する場合は、この限りでない。

（一種病原体等の譲渡し及び譲受けの禁止）

第五十六条の五 何人も、一種病原体等を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 特定一種病原体等所持者が、特定一種病原体等を、厚生労働大臣の承認を得て、他の特定一種病原体等所持者に譲り渡し、又は他の特定一種病原体等所持者若しくは一種滅菌譲渡義務者から譲り受ける場合

二 （略）

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）

（特定一種病原体等）

第十五条 法第五十六条の三第一項第一号に規定する政令で定める一種病原体等は、次に掲げるものとする。

一 アレナウイルス属ガナリトウイルス、サビアウイルス、チャパレウイルス、フニンウイルス、マチュポウイルス及びラッサウイルス

二 エボラウイルス属アイボリーコーストエボラウイルス、ザイルウイルス、スーダンエボラウイルス、ブンディブギョエボラウイルス及びレストンエボラウイルス

三 ナイロウイルス属クリミア・コンゴヘモラジックフィーバーウィルス（別名クリミア・コンゴ出血熱ウィルス）

四 マールブルグウイルス属レイクビクトリアマールブルグウイルス